

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第14回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年11月17日（火） 14:00～14:31

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

諮問事項

（1）接続料規則の一部改正について【諮問第3016号】

（2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置に係る規定の変更）について【諮問第3017号】

開 会

○根岸部会長　それでは、時間が参りましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中6名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、諮問事項2件でございます。

最初に、諮問第3016号、接続料規則の一部改正について、総務省からご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料14-1でご説明申し上げます。

2ページをごらんください。まず、改正の背景でございますけれども、NTT東・西が設置します第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の接続料算定につきましては、平成20年度から22年度までの3年間を適用期間としまして、現行の長期増分費用方式、いわゆるLRICの4次モデルで算定されているところでございます。

改正の概要でございますけれども、LRIC方式によります22年度の接続料算定に用いる各入力値の更新ということで、接続料規則の別表第2の2及び別表第4の3を改正するものでございます。

この入力値につきましては、本年8月から9月にかけて、各事業者に対しまして入力値の募集を行い、各事業者から提案いただいたものをもとに、本年10月30日に開催されました長期増分費用モデル研究会におきましてご審議いただき、了解いただいたものでございます。

それぞれの数値につきましては、大部でございますので、詳細な説明は省略いたしますけれども、変更点を中心に、数値の算定方法などにつきまして、簡単にご説明したいと思います。

それでは、資料の3ページからの接続料規則の新旧対照条文をごらんください。

まず、3ページ、別表第2の2でございます。

6ページをお開きください。6ページ中ほどよりも下のところがございます、電線共

同溝、情報ボックス等の公共的地下設備につきましては、各事業者からの提案値を合算しているものでございます。これらは、国や地方公共団体によりまして建設されました管路でございまして、各事業者にご利用実績、将来の利用予測を提出していただき、それらの提案値を合算して算定しております。

続きまして、7ページをごらんください。ページ中ほどにクロック供給装置の最大クロック分配数がございます。このような設備のスペックにつきましては、各事業者からの提案に基づいているところがございますけれども、今回の入力値募集におきまして、事業者から新たなスペックの提案があり、変更するものでございます。

11ページをごらんください。11ページ中ほどよりも下のところがございます、同じくクロック供給装置の単位電流、面積につきましても、同様に変更してございます。

続きまして、18ページをごらんください。18ページ2行目からございます、監視設備や共通用建物、土地などの投資額比率につきましては、NTT東・西の会計報告をもとに変更しております。

続きまして、18ページ中ほどからの別表第4の3でございます。

18ページから23ページにかけてございまして、各種の施設保全費につきましては、NTT東・西の実績をもとに、フォワードルッキング性を考慮しまして算定しております。加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブルともに効率化が進んでおりまして、全般的に減少しております。

続きまして、24ページをごらんください。上段から中段にかけての道路占用料ですとか、撤去費用対投資額比率につきましては、NTT東・西の会計報告をもとにしておりまして、全般的にこちらも減少しております。

最後に、24ページの下段から25ページをごらんください。経済的耐用年数についてでございますけれども、交換機、メタルケーブル、管路につきましては、新規投資抑制を考慮しました経済的耐用年数の補正方法を用いた推計手法によりまして算定しております。

また、経済的耐用年数の欄の上から2つ目にあります伝送装置につきましては、最長使用年数の加重平均を用いて算定しております。

25ページの最後から1つ前にあります、無形固定資産の交換機ソフトウェアにつきましては、投資額のベースとしました加重平均を用いて算定しております。これらの算定方法におきましては、直近の投資実績、提供実績をもとに算定しておりまして、近年、

投資が減少しているため、全般的に耐用年数が伸びる方向となっているところでございます。

簡単でございますが、接続料規則の一部改正につきましての説明は、以上のとおりでございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問等ございましたらお願いいたします。

○東海臨時委員 毎年のスケジュールというのが頭の中にないので、適切な質問かどうか分かりませんが、今のご説明というのは、接続料規則のうち、LRICにかかわる入力値の更新をする22年度の分についての数値の入れかえをご提案になった説明かと思えます。しかしながら、事実上、この入力値の数字の妥当性については、事業者もある意味で参加型になったLRIC研究会で専門家をご検討なされたことだと思います。そういう意味で、その部分だけこの事業部会で説明いただく、そして諮問していただいて答申をするという形をとるときには、料金がどう変わるかというステップと切り離して議論するのが例年のやり方でしたか。

○村松料金サービス課企画官 東海委員のおっしゃるとおりでございますが、料金につきましては、またこの規則の改正後に、それに基づきましてNTTが申請を行いますので、それに基づきまして、別途、諮問を2月に予定しているところでございます。

○東海臨時委員 ただ、この入力値を変えれば、当然料金に影響してきますよね。

○村松料金サービス課企画官 はい、そうでございます。

○東海臨時委員 影響していくことの度合いや姿というのを見ないで、入力値はよしとするというような答申が適切なのかなと、今、毎年やっっていながら思いましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

○村松料金サービス課企画官 まず、接続料自体につきましては、LRICで試算されます原価をもとに、それをトラフィックで割って算定されますので、それにつきましては、先ほど申し上げたとおり、NTTの申請を待つこととなります。

先生のおっしゃっておりますコストにつきましては、今回、入力値につきましては、全般的に減少傾向にございますので、それに伴いますコストの算定の影響につきましては、マイナス要因というふうには考えられるかと思えます。

○東海臨時委員 それはそうなのですが、理屈としては、この事業部会の場合というのは、

プライシングのことについて、全貌をしっかりと見て議論すべきだなという気がいたしましたので、そのようなご質問を申し上げました。それはそれで例年のことですから、お進めいただければと思っております。

もう一点、これは、20と22の最後の年ですか。22ですから。

○村松料金サービス課企画官　　そうでございます。

○東海臨時委員　　これはある意味ではルールが決まっています、その枠の中で実施されるわけでしょうが、その次ですよ。23年度以降というのが、果たしてどういう方法で固定系の事業者間接続料の算定をしていくかということについては、非常に大きな課題が投げかけられているような気がいたします。今日の諮問とかかわりがないところでもあり、事実上、実は次の年ですから、かわりがあるとも言えるので、まだ動いている最中だろうと思うのですけれども、事業部会に対して、その後のスケジュールといたしまししょうか、考え方、どういう方向づけをしようとするのかといったようなことについて、少しご説明を加えておいていただいたらよいのではないかと気がいたします。

○根岸部会長　　それじゃ、お願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　　今、委員からご指摘ありました23年度以降のLRIC接続料のあり方でございますけれども、現在、23年度以降に適用を考えております第5次モデルにつきまして、長期増分費用モデル研究会でご審議いただいているところでございます。事業者から提案をいただきまして、それを今現在精査しているところでございまして、今年度中に第5次モデルにつきまして報告書を取りまとめまして、それを踏まえまして、来年度、情報通信審議会のほうで、23年度以降のLRIC接続料のあり方につきましてご審議をいただくという予定で考えているところでございます。

○根岸部会長　　はい、ありがとうございました。

○東海臨時委員　　続けてよろしゅうございますか。

○根岸部会長　　はい、どうぞ。

○東海臨時委員　　今のご説明を承っておりますと、今までやってきた1次から4次までの延長線上で5次を考えるというような流れで、この議論を進めようとしているというふうに承りました。しかもそれをLRIC研究会でおやりになる。これは、数字の入れかえ等、あるいは新しい経済効率の仕組みはどうだろうかという議論をされるのは適切だろうと思うのですけれども、私の申し上げたことは、これは釈迦に説法といたしまししょうか、皆さんご案内のとおりかと思いますが、通信の環境というのは激変している過

程にあるわけだろうと思うのです。したがって、LRICを使用している固定系の通信の部分というのは、非常に今トラフィックが下がっているとおっしゃったとおり、どんどんなくなっていく通信手段の部分ではないかと思えます。そのこと全体を見渡して、では、その部分については、どういうやり方で接続料というものを議論したほうがよいかということについて議論がなされていないのかというふうに承ってしまうのですが、そのあたりはいかがでございましょうか。

○村松料金サービス課企画官 来年の情報通信審議会の審議におきましては、今年検討します5次モデルを踏まえた上で、今、先生がおっしゃいましたとおり、プライシングの面も含めまして、トラフィックの減少等どうしていくのかということも総合的にご審議いただければというふうに考えておりまして、必ずしも第5次モデルをそのまま延長することが初めにありきということではないというふうに考えております。

○東海臨時委員 少ししつこいかもしれませんが、いわゆる携帯が伸びてきている環境を踏まえ、また、固定系でもNGNあるいはブロードバンド化、光化といったような流れがどんどん進んでいるわけです。固定系がシュリンクしていく状況の中で、その部分だけを取り出した議論をするのではなくて、全体を見て考えないと、例えば1つのファシリティの配賦という問題を考えたときに、今まではLRICの存在の中でコストというものを、どちらかというところらに振り向けて、そこをコアにして議論を整理してきた部分があるかと思えますけれども、今後はそうじゃないのだというような大きな切りかえをしなきゃならないという時期かとも思うのです。そういう議論というのは、決して私は、LRIC研究会で議論するものではないと。つまり、LRICも場合によってはやめたほうが良いという、もうLRICの時代ではないという考え方もなきにしもあらず。そう言っているのではなくて、なきにしもあらず。そういう議論を、LRICみずからの研究会で研究するということは適切じゃないのではないかというふうに思っています。

○桜井総合通信基盤局長 よろしゅうございますか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○桜井総合通信基盤局長 今、東海先生のご指摘のとおりでありまして、政権もかわりまして、報道等でご案内のとおり、情報通信分野の政策全般を見直して、新しい政策を打ち立てていくということで、大臣のリーダーシップのもとでタスクフォースというのが立ち上がっております。4つの分科会があって、第1分科会というのは、過去の競争

政策をレビューする、それから、第2分科会というのが、これから新しい環境に対応した市場のあり方、それから3つ目が国際競争力、4つ目が地球的課題への対応ということで、そういう意味で申し上げますと、今、先生ご指摘の競争政策といいますか、接続政策を含めた競争政策全般の見直しを、第1と第2が一応カバーする形にはなるのだろうと思います。ただ、競争政策のうち、例えば接続政策あるいは接続料金、そういった各論まで踏み込んだ議論になるのか、あるいはもう少し大きな議論になるのかというのは、まだ政治主導ということもありまして、行方がわからない状況であります。

ただ、全般として、今までの競争政策をこの際見直していくという意思是明らかでありますので、そういったタスクフォースでのご議論というものも踏まえて、現行の接続制度がどうあるべきというのは、いずれにしても、ある段階で考えないといけないということでもありますけれども、明確にスケジュール的に、来年何月にどうして、それでどうしていくのだというようなことを申し上げられるような状況でない。そういう意味で、今、担当調査官から申し上げましたのは、例年どおりでいくとそういう形で、次のモデルについては年明けにまた検討を始めていくということで、一応仮置きのにはなっておりますけれども、そういう意味では、状況によって、少しその辺を含めてまた考えないといけないという状況になる可能性もあるということでございます。

○東海臨時委員　もう一言加えさせていただいて。そういう話が非常に大事な情報ではなかろうかと思えます。情郵審の電気通信事業部会でご報告されるのがいいか、あるいは情報通信審議会の電気通信事業政策部会でお話されるのがいいかわかりません。いずれにしても、事業政策を議論する審議会が存在しているわけですから、新しい政権であろうが、新しい内閣であろうが、そういうこととはかかわりなく、いろいろなところで新しい環境に対する議論を大いにさせていただく必要があろうし適切なことだと思っています。ただし、既存の部分の議論をすることはセパレートされて、全然情報がなく議論して結構という話は適切ではなくて、やはり折に触れ、適時適切にそういった状況というものを——お話ししていけないことであれば別ですけれども、それなりの広報ができるものであれば、こういった審議会でお話をいただく機会を多く設けていただくようにされたらいいのかなというふうに思っているところでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。今は例えば接続政策というか、全般にわたる審議会というか、ここの議論の仕方ですよね。今日のお話は、ある意味でテクニカルな問題で、さっきおっしゃったように、事業者参加型で専門家がやっておられるということ

ですから、これ自体について、ここでももちろん議論するわけですが、それが全体の中でどういうことになっているのか、そういうことについても情報を得た上で審議したほうが良いというお話だったと思います。

ちょっと東海先生にお聞きしたいですけれども、先だって、電気通信事業政策部会で接続政策などについて全般的な報告がございましたよね。それは、今先生のおっしゃったこととどういうふうに関係というか、関係しているように私にはちょっと思えましたけれども、違いますか。

○東海臨時委員 前回の電気通信事業政策部会で整理いたしましたものは、前々から申し上げているとおり、4つの柱、固定系の残された課題、それから一番大きな問題としては、やはり携帯の二種制度自体どういうふうにするか、現状のビッグキャリアがきちんとした形で接続料算定をするという環境にあるかどうかといったようなことを中心にして議論をし、さらには紛争処理の問題も含めるなど、あるいはこれまでいろいろと取り残されてきた問題というものを、柱は4つ立てましたけれども、中のいろいろ細かいものは、かなり棚卸し的に大掃除して整理したということでございます。

そのことと、今私が申し上げたことというのは、今、タスクフォースの中でどういう議論がされているかという細かいことは承知しておりませんが、もう少しグローバルな視点、例えば放送の融合の問題も加えるなど、あるいはもう少しステージを上げて、今申し上げたような――2年、3年という範囲の中で私たちは考えましたけれども、もう少し、4年、5年、場合によっては10年も先を見据えて、日本の国際競争力をどのようにして、この電気通信あるいは情報通信分野できちっと蓄えていくかということ。ただ単に、ドミナント政策、要するにNTTの力を少し弱めながら有効な公正競争という理屈の中で競争政策を議論してきたというのが、どちらかというとも今までの流れだと思えますが、もう少しそういったものから離れて、もう少し国際的な動きというものも取り込んで議論をしていかれるのではないかなと。いや、想像です。と思っておりますので、先ほどのフェーズというよりも、少しそれをカバーした大きな視点で議論がされていかれるということで、私は大いに期待しているところでございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。全般的には、審議のあり方についてのご提言があったということで。

ほかにございますでしょうか。

○辻臨時委員 今、局長から、現在タスクフォースで行われている議論の方向性をお聞

きしましたが、その議論の中身と、審議会の議論の接続性というのか連結性があります。今東海委員が言われた意見はそれなりに重みのあるものと思いますので、それをタスクフォースのほうへ上げていただきたいと思います。タスクフォースの議論はこことは直接関係ありませんが、我々審議会委員は資料としてもいただくと有難いです。また、こちらの意見をタスクフォースにくみ上げていただけないでしょうか。そうしていただかないと、我々の意見はここだけの話になります。ぜひとも疎通がいくようお願いできたらと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○桜井総合通信基盤局長　タスクフォースについての情報提供を、今日この場で差し上げていないということについては、大変申しわけなく思っておりますけれども、実は第1回は全員が集まって、それぞれのタスクフォースメンバーの方からの多少ディスカッション的なコメントをいただいたという段階で終わって、まだ始まったところでありまして、中身をご紹介できるほどの状況にはなっていないということでございます。

それから、現在、現実に行われております行政との関係というのは、当然これから出てくるわけでございまして、審議会にも適宜適切に情報提供したいと思っておりますし、また、ここでのご議論をどういう形で反映できるかというのはなかなか難しい面もありますけれども、努力したいと思っております。

○東海臨時委員　よろしく申し上げます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。この接続料規則の一部改正、いわゆるLRICの入力値の更新という点につきまして、諮問ということでございしますが、諮問に付すという点では、もうこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、諮問第3016号につきまして、諮問されました案を報道発表するほか、インターネット等で公告して、意見募集を行うことにしたいと思っております。

この改正を踏まえまして接続約款が平成22年度当初から適用されるということが、各接続事業者等の利益につながるというふうに考えられますので、意見招請は1回といたしたいと思っております。平成21年12月17日木曜日までの間、実施いただきたいと思います。提出されました意見を踏まえまして、また接続委員会で調査検討をお願いする

ということで、その後、最終的に答申に向けるということにはいかがかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、その旨決定したいと思います。

○根岸部会長　それでは次に、諮問第3017号、NTT東・西の接続約款の変更の認可でございますが、こちらは、債権保全措置に係る規定の変更であります。この点について、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料14-2に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、2ページ、申請概要をおあげいただけますでしょうか。前回、10月27日に開催されました電気通信事業部会におきまして、先月10月9日に総務省のほうで取りまとめました、NTT東・西が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果の内容についてご報告させていただいたところでございますが、本件は、この債権保全措置の検証結果の内容を踏まえ、NTT東・西の接続約款を変更するものでございます。

具体的には、債権保全措置について、債務の履行の担保を求める要件の見直し、預託金等の軽減を行うための規定整備、その他所要の整備を行うため、接続約款の変更について、NTT東・西から申請があったものでございます。

次に、3ページをおあげいただけますでしょうか。主な変更内容についてでございます。

まず1点目、債務の履行の担保を求める要件の見直しについてでございます。具体的には、信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東・西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨をNTT東・西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとするものでございます。

次に、2点目、預託金等の軽減についてでございます。

下の「参考」と書いております絵をごらんいただけますでしょうか。この上の絵が、現在の協定の解除を行うまでに要する期間を示したものでございます。この絵にございますとおり、現在は利用月から協定の解除を行うまでに要する期間が約4カ月となっておりますことから、現在、預託金等の額につきましては、月ごとに想定される接続申込者の負担額の4カ月分とされているところでございます。これを下の絵にございますとおり、支払い期限の前倒し等を行うことによりまして、協定の解除を行うまでに要する期

間を1カ月短縮し、利用月から協定の解除を行うまでに要する期間を3カ月とすることによりまして、預託金等の額につきましても、月ごとに想定される接続申込者の負担額の3カ月分に軽減する選択肢を用意するものでございます。

具体的には、接続申込者の負担額をNTT東・西が新たに定める期日までに支払うこと、負担額を支払った旨を、その支払い後、直ちにNTT東・西に通知すること、負担額を支払い期日までに支払わなかったときは、接続の停止とあわせて協定が解除される場合があることにより、協定の解除を行うまでに要する期間を1カ月短縮することについて、接続申込者が書面により同意する場合には、預託金等の額を月ごとに想定される負担額の4カ月分から3カ月分に軽減するものでございます。

次に、3点目、預託金等の負担軽減に伴う協定の解除に関する特則についてでございます。

今申し上げましたとおり、預託金等の軽減を行う場合には、NTT東・西は接続の停止に係る通知と同時に、協定の解除に係る予告を行うこととするものでございます。

最後に4点目、工事費、手続費等に係る債務の履行を担保する手段の追加についてでございます。

工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額につきましては、現在、前払いによることとされているところでございますが、これに加え、預託金の預け入れ、または金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することも可能とするものでございます。

主な変更内容は以上でございますが、次に、4ページ及び5ページ、今回の接続約款変更申請に関する審査結果の資料をごらんいただけますでしょうか。

この資料にございますとおり、本件につきましては、審査事項3、5、14、18に照らしまして、それぞれ審査結果を適としているところでございまして、本件、認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

債権保全措置の検証結果というのを前回報告いただきましたけれども、それに基づいて、今回、接続約款の変更という申請があるということでございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、この諮問された案を報道発表するという事で、広く意見募集ということにしたいと思えます。本件の意見招請は2回実施するという事で、1回目の期間は、平成21年12月17日。これまでに提出されました意見を踏まえ、2回目の意見招請を行ってから、また接続委員会において調査検討をいただくという事でございます。それを受けまして、こちらの部会で答申に向けるという事でございます。このようにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決定したいと思います。

本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら。

よろしいでしょうか。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回につきましては、また事務局より日程につきまして連絡をいただくという事でございます。

では、どうもありがとうございました。

閉　　会